

居宅介護支援事業・介護予防支援事業・地域密着型サービスに関する留意事項**【当日追加資料】**

令和 6 年 4 月 介護保険課

8 地域密着型（介護予防）サービスについて

地域密着型（介護予防）サービスは、原則として、宇部市の被保険者のみが利用できるサービスです。サービス利用開始前に必ず介護保険被保険者証を確認してください。

「地域密着型通所介護」に限り、宇部市は山陽小野田市と「協定」を締結しています。そのため、宇部市の事業所が山陽小野田市の被保険者を受け入れる場合、山陽小野田市へ「指定申請・変更届の提出」は不要です。しかし、宇部市と山陽小野田市に提出する書類がありますので、利用者受入れ前に提出してください。詳細は「ウェブ番号 1001919」をご覧ください。

9 事故報告及び感染症報告について

地域密着型（介護予防）及び総合事業サービス事業者指定等手続きの手引き 19 ページのとおり、報告の対象となる場合に報告をしてください。

※事故報告書 : 任意様式

※感染症発生報告 : かいごへるふやまぐち (2023. 10. 31 掲載)

「介護サービス事業所・介護施設等及び障害者支援施設等における 新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について (通知)」

10 運営推進会議について【お願い】

国の基準により地域密着型サービス事業所が開催することが義務付けられている運営推進会議について、地域包括支援センターもしくは市職員が必ず参加する必要があります。ついては、各担当者への開催日の周知について、ご協力をお願いします。